

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について

令和5年1月27日付けで開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

つきましては、内容が確認できるリンク先を以下に掲載しておりますので資料をご覧ください、引き続き感染症対策をお願いいたします。

【リンク先】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（1月27日変更）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050127.pdf

基本的対処方針新旧対照表

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20230127.pdf

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050127.pdf

参考〈主なポイント〉

- ・ 特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置付ける。
- ・ 入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援は期限を区切って継続しつつ、患者等への対応や医療提供体制についての変更は3月上旬を目途に具体的な内容を検討する。
- ・ マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。あわせて政府はマスク着用が効果的な場面の周知を行う。
- ・ 4月以降のワクチン接種について、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにする。
- ・ 5類感染症に位置付けられることに伴い、検疫法上の「検疫感染症」から外れる（検疫や隔離などの水際対策が行えなくなる）とともに、特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了する。